

平成19年8月2日

各位

織田信成選手の酒気帯び運転に対する処分について

財団法人 日本スケート連盟

本連盟は、織田信成選手が、平成19年7月27日、酒気帯び運転により検挙された件について、次のとおり処分を決定し、本日、同選手に告知しました。

また、同選手には、競技会出場停止期間中、ボランティア活動に従事するよう、特に指導致しました。

記

- 1 . 国際競技会への派遣停止(平成19年8月1日から同年12月末日まで)
- 2 . 国内競技会への出場停止(平成19年8月1日より同年10月末日まで)
- 3 . 本連盟特別強化指定選手の解除(平成19年8月1日から同年12月末日まで)
- 4 . エキジビション、アイスショー等への出演禁止(平成19年8月1日から同年12月末日まで)

以上